

別紙様式第1号 (中間業務報告書)

改正後						現行					
第1 第 期中			$\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$			第1 第 期中			$\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$		
中間事業概況書						中間事業概況書					
1～5 (略)						1～5 (略)					
6 自己資本比率の状況						6 自己資本比率の状況					
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金						資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)			利益準備金			(D)		
その他利益剰余金						その他利益剰余金					
そ の 他			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額			そ の 他			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
自 己 株 式	△	△				自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの			( 新 規 )			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの		
新株予約権						新株予約権					
営業権相当額	△	△				営 業 権 相 当 額	△	△			
のれん相当額	△	△				の れ ん	△	△			
企業結合により計上される 無形固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	( 新 規 )			控除項目不算入額	△	△
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			控除項目計(E)			繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			控除項目計(E)		
			自己資本額(D-E)(F)						自己資本額(D-E)(F)		
繰延税金資産の控除金額	△	△				繰延税金資産の控除金額	△	△			
基 本 的 項 目 (A)			資産(オン・バランス)項目			基 本 的 項 目 (A)			資産(オン・バランス)項目		
償還を行う蓋然性を有す る株式等			オフ・バランス取引項目			償還を行う蓋然性を有す る株式等			オフ・バランス取引項目		
海外特別目的会社の発行 する優先出資証券			マーケット・リスク相当額 を8%で除して得た額			海外特別目的会社の発行 する優先出資証券			マーケット・リスク相当額 を8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計(G)						リスク・アセット等計(G)		

改正後						現行					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			(参考) マーケット・リスク相当額			その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			(参考) マーケット・リスク相当額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等						負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株						期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金					
その他利益剰余金					
その 他					
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
社外流出予定額	△	△	控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金					
その他利益剰余金					
その 他					
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
( 新 規 )			控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△	資産(オン・バランス)項目		
( 新 規 )			オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					

改正後						現行					
繰延税金資産の控除金額	△	△				繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)						基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等						償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等						負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株						期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意) 1～3 (略) 4 「 <u>「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</u> 5 「 <u>「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</u> 6～8 (略)						(記載上の注意) 1～3 (略) 4 「 <u>「その他利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。</u> 5 「 <u>「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</u> 6～8 (略)					
第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (略)						第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (略)					
(記載上の注意) 1 (略) (1)～(10) (略) (11) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額 (12)～(21) (略) 2、3 (略)						(記載上の注意) 1 (略) (1)～(10) (略) (11) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。 <u>以下同じ。</u> )の株式又は出資金の総額 (12)～(21) (略) 2、3 (略)					
第3 (略)						第3 (略)					
第4 第 期中 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間株主資本等変動計算書 (略)						第4 第 期中 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間株主資本等変動計算書 (略)					
(略)						(略)					
第5 (略)						第5 (略)					

(単位：百万円)

(単位：円)

別紙様式第1号の2 (中間業務報告書 (特定取引勘定設置行用))

改正後						現行					
第1 第 期中			$\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$			第1 第 期中			$\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$		
中間事業概況書						中間事業概況書					
1～5 (略)						1～5 (略)					
6 自己資本比率の状況						6 自己資本比率の状況					
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金						資本準備金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)			その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利益準備金			(D)			利益準備金			(D)		
その他利益剰余金						その他利益剰余金					
そ の 他			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額			そ の 他			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
自 己 株 式	△	△				自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの			( 新 規 )			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの			その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの		
新株予約権						新株予約権					
営業権相当額	△	△				営 業 権 相 当 額	△	△			
のれん相当額	△	△				の れ ん	△	△			
企業結合により計上される 無形固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	( 新 規 )			控除項目不算入額	△	△
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			控除項目計(E)			繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			控除項目計(E)		
			自己資本額(D-E)(F)						自己資本額(D-E)(F)		
繰延税金資産の控除金額	△	△				繰延税金資産の控除金額	△	△			
基 本 的 項 目 (A)			資産(オン・バランス)項目			基 本 的 項 目 (A)			資産(オン・バランス)項目		
償還を行う蓋然性を有す る株式等			オフ・バランス取引項目			償還を行う蓋然性を有す る株式等			オフ・バランス取引項目		
海外特別目的会社の発行 する優先出資証券			マーケット・リスク相当額 を8%で除して得た額			海外特別目的会社の発行 する優先出資証券			マーケット・リスク相当額 を8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計(G)						リスク・アセット等計(G)		

改正後						現行					
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			(参考) マーケット・リスク相当額			その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			(参考) マーケット・リスク相当額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等						負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株						期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金					
その他利益剰余金					
その 他					
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
社外流出予定額	△	△	控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金					
その他利益剰余金					
その 他					
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
( 新 規 )			控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△	資産(オン・バランス)項目		
( 新 規 )			オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					

改正後						現行					
繰延税金資産の控除金額	△	△				繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)						基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等						償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等						負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株						期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意) 1～3 (略) 4 「 <u>「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</u> 5 「 <u>「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</u> 6～8 (略)  第2～第3 (略)  第4 第 期中 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間株主資本等変動計算書 <u>(単位:百万円)</u>  (略) (記載上の注意) 1～6 (略) 7 中間財務諸表等の用語、 <u>様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。</u>  第5 (略)						(記載上の注意) 1～3 (略) 4 「 <u>「その他利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。</u> 5 「 <u>「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</u> 6～8 (略)  第2～第3 (略)  第4 第 期中 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 中間株主資本等変動計算書 <u>(単位 円)</u>  (略) (記載上の注意) 1～6 (略) 7 中間財務諸表等の用語、 <u>株式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。</u>  第5 (略)					



改正後					
価額の合計額を控除した額の45%					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金					
その他資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
利益準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他利益剰余金					
その他					
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
社外流出予定額	△	△	控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有す					

現行					
価額の合計額を控除した額の45%					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金					
その他資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
利益準備金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他利益剰余金					
その他					
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
(新規)			控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△	資産(オン・バランス)項目		
(新規)			オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有す					



改正後					
る株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)  
 1～3 (略)  
 4 「「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5 「「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6～8 (略)

第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(記載上の注意)  
 1 (略)  
 (1)～(18) (略)  
 (19) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)  
 (20) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容  
 (21)～(26) (略)  
 2～5 (略)

第2～第3 (略)

第4 第 期  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$  株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

(略)  
 第5 (略)

現行					
る株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)  
 1～3 (略)  
 4 「「その他利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。

5 「「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

6～8 (略)

第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(記載上の注意)  
 1 (略)  
 (1)～(18) (略)  
 (19) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)  
 (20) 会社法第461条第2項第4号及び会社計算規則第186条に規定する額(同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)  
 (21)～(26) (略)  
 2～5 (略)

第2～第3 (略)

第4 第 期  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$  株主資本等変動計算書

(単位:円)

(略)  
 第5 (略)

別紙様式第3号の2（業務報告書（特定取引勘定設置行用））（案）

改正後						現行					
第1 第 期		年 月 日から 年 月 日まで		事業概況書		第1 第 期		年 月 日から 年 月 日まで		事業概況書	
1～13（略）						1～13（略）					
14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕						14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金						資本準備金					
その他資本剰余金						その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額(A+B+C)			利益準備金			自己資本総額(A+B+C)		
その他利益剰余金			(D)			その他利益剰余金			(D)		
その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			その他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自己株式	△	△				自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			( 新 規 )			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			新株予約権			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	控除項目計(E)			のれん	△	△	控除項目計(E)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	自己資本額(D-E)(F)			( 新 規 )			自己資本額(D-E)(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)						繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	資産(オン・バランス)項目			繰延税金資産の控除金額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
基本的項目(A)			オフ・バランス取引項目			基本的項目(A)			オフ・バランス取引項目		
償還を行う蓋然性を有する株式等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額			償還を行う蓋然性を有する株式等			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			リスク・アセット等計(G)			海外特別目的会社の発行する優先出資証券			リスク・アセット等計(G)		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿			(参考)マーケット・リスク相当額			その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿			(参考)マーケット・リスク相当額		

改正後					
価額の合計額を控除した額の45%					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金					
その他利益剰余金					
その他					
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
社外流出予定額	△	△	控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	資産(オン・バランス)項目		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有す					

現行					
価額の合計額を控除した額の45%					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金					
その他利益剰余金					
その他					
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
(新規)			控除項目計(D)		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新株予約権			自己資本額(C-D)(E)		
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△	資産(オン・バランス)項目		
(新規)			オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計(F)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有す					

改正後					
る株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5 「「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6～8 (略)

第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)～(18) (略)

(19) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

(20) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

(21)～(26) (略)

2～5 (略)

第2～第3 (略)

第4 第 期  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$  株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

(略)

第5 (略)

現行					
る株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「「その他利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。

5 「「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

6～8 (略)

第2 第 期末 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(記載上の注意)

1 (略)

(1)～(18) (略)

(19) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)

(20) 会社法第461条第2項第4号及び会社計算規則第186条に規定する額(同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)

(21)～(26) (略)

2～5 (略)

第2～第3 (略)

第4 第 期  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$  株主資本等変動計算書

(単位:円)

(略)

第5 (略)

別紙様式第5号（中間連結業務報告書）

改正後						現行					
第1		年 月 日から 年 月 日まで		中間事業概況書		第1		年 月 日から 年 月 日まで		中間事業概況書	
1・2 (略)						1・2 (略)					
3 連結自己資本比率の状況						3 連結自己資本比率の状況					
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕						〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金						資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
自己株式	△	△	(D)			自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額			( 新 規 )			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
新株予約権						新株予約権					
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券						うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの			営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの		
のれん相当額	△	△				のれん	△	△			
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金 融子会社及び金融業務を営 む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段			( 新 規 )			連結の範囲に含まれない金 融子会社及び金融業務を営 む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)						繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△
基本的項目(A)			控除項目(E)			基本的項目(A)			控除項目(E)		
償還を行う蓋然性を有す る株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△	償還を行う蓋然性を有す る株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△
その他有価証券の連結貸借						その他有価証券の連結貸借					

改正後					
対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			リスク・アセット等計(G)		
			(参考)マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本剰余金					
利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金		
新株予約権			融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	控除項目(D)		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			資産(オン・バランス)項目		
(上記各項目の合計額)			オフ・バランス取引項目		

現行					
対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			リスク・アセット等計(G)		
			(参考)マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本剰余金					
利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
(新規)					
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金		
新株予約権			融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん	△	△	控除項目(D)		
(新規)			自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計			資産(オン・バランス)項目		
(上記各項目の合計額)			オフ・バランス取引項目		

改正後					
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6～8 (略)

## 第2 中間連結財務諸表

1 (略)

2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(11) (略)

(12) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(13)～(19) (略)

2～5 (略)

3 (略)

現行					
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。

5 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

6～8 (略)

## 第2 中間連結財務諸表

1 (略)

2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(11) (略)

(12) 資産が担保に供されている場合には、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額

(13)～(19) (略)

2～5 (略)

3 (略)

改正後	現行
<p>4 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

中間連結株主資本等変動計算書  
(単位:百万円)

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

中間連結株主資本等変動計算書  
(単位:円)



別紙様式第5号の2 (連結業務報告書)

改正後						現行					
第1		年 月 日から 年 月 日まで		事業概況書		第1		年 月 日から 年 月 日まで		事業概況書	
1・2 (略)						1・2 (略)					
3 連結自己資本比率の状況						3 連結自己資本比率の状況					
〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕						〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金						資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
自己株式	△	△	(D)			自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額			( 新 規 )			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
新株予約権						新株予約権					
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券						うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの			営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに 準ずるもの		
のれん相当額	△	△				のれん	△	△			
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金 融子会社及び金融業務を営 む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段			( 新 規 )			連結の範囲に含まれない金 融子会社及び金融業務を営 む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)						繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△
基本的項目(A)			控除項目(E)			基本的項目(A)			控除項目(E)		
償還を行う蓋然性を有す る株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△	償還を行う蓋然性を有す る株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△
その他有価証券の連結貸借						その他有価証券の連結貸借					

改正後					
対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			リスク・アセット等計(G)		
			(参考)マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本剰余金					
利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金		
新株予約権			融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	控除項目(D)		
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計					
(上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		

現行					
対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			リスク・アセット等計(G)		
			(参考)マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本剰余金					
利益剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
自己株式	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式申込証拠金					
(新規)					
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金		
新株予約権			融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん	△	△	控除項目(D)		
(新規)			自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計					
(上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		

改正後					
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6～8 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		コマースナル・ペーパー	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		借 用 金	
有価証券		外 国 為 替	

現行					
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。

5 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

6～8 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	
特定取引資産		コマースナル・ペーパー	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		借 用 金	
有価証券		外 国 為 替	

改正後				現行											
貸出金 外国為替 その他資産 有形固定資産 建物 土地 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	△	貸出金 外国為替 その他資産 有形固定資産 建物 土地 建設仮勘定 その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	△	資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計									

(記載上の注意)

1 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② (略)

(4)~(12) (略)

(13) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債

(記載上の注意)

1 (略)

(1)・(2) (略)

(3) (略)

① 会計処理の原則又は手続を変更した場合ときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② (略)

(4)~(12) (略)

(13) 資産が担保に供されている場合には、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る

改正後	現行
<p>務の金額 (14~(20) (略) 2~6 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 株主資本等変動計算書 (略) <span style="float: right;">(単位:百万円)</span></p> <p>5 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> <u>連結キャッシュ・フロー計算書</u> (略)</p>	<p>債務の金額 (14~(20) (略) 2~6 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 株主資本等変動計算書 (略) <span style="float: right;">(単位:円)</span></p> <p>5 第 期 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> <u>連結キャッシュ・フロー計算書</u> (略)</p>

別紙様式第6号（中間公告用貸借対照表等）

改正後	現行
<p>別紙様式第6号（第19条第1項及び第6項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(12)～(22) （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p style="text-align: center;">中間損益計算書 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math></p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要旨）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p>	<p>別紙様式第6号（第19条第1項及び第6項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。<u>以下同じ。</u>）の株式又は出資金の総額</p> <p>(12)～(22) （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p style="text-align: center;">中間損益計算書 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math></p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額を銭単位で注記すること。</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要旨）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">中間損益計算書 <math>\left( \begin{array}{ccc} \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日から} \\ \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日まで} \end{array} \right)</math></p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株<u>当たり</u>中間純利益金額を銭単位で注記すること。</li> <li>2 (略)</li> </ol>	<p style="text-align: center;">中間損益計算書 <math>\left( \begin{array}{ccc} \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日から} \\ \text{年} &amp; \text{月} &amp; \text{日まで} \end{array} \right)</math></p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株<u>あたり</u>中間純利益金額を銭単位で注記すること。</li> <li>2 (略)</li> </ol>

別紙様式第6号の2（中間公告用貸借対照表等）

改正後	現行
<p>別紙様式第6号の2（第19条第1項及び第6項関係）</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>中間損益計算書 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株<u>当たり</u>中間純利益金額を銭単位で注記すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別紙様式第6号の2（第19条第1項及び第6項関係）</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>中間損益計算書 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株<u>あたり</u>中間純利益金額を銭単位で注記すること。</p> <p>2 (略)</p>



別紙様式第6号の3 (公告用貸借対照表等)

改正後	現行
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日	年 月 日
住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名	住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意) (略)	(記載上の注意) (略)
貸借対照表 ( 年 月 日現在)	貸借対照表 ( 年 月 日現在)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(19) (略)	(1)~(19) (略)
<u>(20) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</u>	<u>(20) 会社法第461条第2項第4号及び会社計算規則第186条に規定する額(同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)</u>
(21)~(27) (略)	(21)~(27) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
損益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで )	損益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで )
(略)	(略)
第2 (略)	第2 (略)

別紙様式第6号の4（公告用貸借対照表等（特定取引勘定設置行用））

改正後	現行
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日	年 月 日
住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名	住 所 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意) (略)	(記載上の注意) (略)
貸借対照表 ( 年 月 日現在)	貸借対照表 ( 年 月 日現在)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(19) (略)	(1)~(19) (略)
<u>(20) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</u>	<u>(20) 会社法第461条第2項第4号及び会社計算規則第186条に規定する額（同条第1号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。）</u>
(21)~(27) (略)	(21)~(27) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )	損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )
(略)	(略)
第2 第 期 決 算 公 告 ( 要 旨 )	第2 第 期 決 算 公 告 ( 要 旨 )
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(略)	(略)
損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )	損益計算書 ( 年 月 日から ) ( 年 月 日まで )
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 1株当たりの当期純利益金額又は <u>当期純損失金額</u> 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。	1 1株当たりの当期純利益金額又は <u>当期純損失</u> 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。
2 (略)	2 (略)

別紙様式第8号（中間公告用連結貸借対照表等）

改正後	現行
<p>別紙様式第8号（第19条第2項及び第6項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略） （記載上の注意） 1 （略） 2 （略） (1)～(11) （略） (12) 資産が担保に供されている場合には、当該<u>資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</u> (13)～(20) （略） （略） 3 ～ 6 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要 旨）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略） （記載上の注意） 1 （略） 2 （略） (1)～(7)（略） (8) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の<u>末日</u>が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）</p> <p>3 （略）</p>	<p>別紙様式第8号（第19条第2項及び第6項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略） （記載上の注意） 1 （略） 2 （略） (1)～(11) （略） (12) 資産が担保に供されている場合には、当該<u>債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</u> (13)～(20) （略） （略） 3 ～ 6 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要 旨）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略） （記載上の注意） 1 （略） 2 （略） (1)～(7)（略） (8) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）</p> <p>3 （略）</p>

別紙様式第8号の2（公告用連結貸借対照表等）

改正後	現行
<p>別紙様式第8号の2（第19条第2項及び第6項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略） （記載上の注意） 1 （略） 2 （略） (1)～(12) （略） (13) 資産が担保に供されている場合には、当該<u>資産の内容及びその金額</u>並びに担保に係る債務の金額 (14)～(15) （略） (16) 連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。） (17)～(21) （略）</p> <p>3 ～ 7 （略） （以下略）</p>	<p>別紙様式第8号の2（第19条第2項及び第6項関係）</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p style="text-align: center;">連結貸借対照表（ 年 月 日現在）</p> <p>（略） （記載上の注意） 1 （略） 2 （略） (1)～(12) （略） (13) 資産が担保に供されている場合には、当該<u>債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</u> (14)～(15) （略） (16) 連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等及び<u>関連会社</u>の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。） (17)～(21) （略）</p> <p>3 ～ 7 （略） （以下略）</p>

別紙様式第9号（事業報告）

改正後	現行																																										
<p>別紙様式第9号（第20条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">⎧</span> 年 月 日から <span style="font-size: 2em;">⎫</span> 事業報告  <span style="font-size: 2em;">⎨</span> 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">⎩</span></p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 50%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役 (社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社 外 取 締 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。</p> <p>(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 50%;">新株予約権等を交付した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使 用 人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 1 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り記載すること。 2～4 （略）</p> <p>6～10 （略）</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			社 外 取 締 役			会計参与及び監査役				新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数	使 用 人			子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人			<p>別紙様式第9号（第20条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">⎧</span> 年 月 日から <span style="font-size: 2em;">⎫</span> 事業報告  <span style="font-size: 2em;">⎨</span> 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">⎩</span></p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 当行の新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 50%;">新株予約権等を有する者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役 (社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社 外 取 締 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り、記載すること。</p> <p>(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 50%;">新株予約権等を交付した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使 用 人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 1 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、記載すること。 2～4 （略）</p> <p>6～10 （略）</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数	取締役及び執行役 (社外役員を除く。)			社 外 取 締 役			会計参与及び監査役				新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数	使 用 人			子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																																									
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)																																											
社 外 取 締 役																																											
会計参与及び監査役																																											
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数																																									
使 用 人																																											
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人																																											
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数																																									
取締役及び執行役 (社外役員を除く。)																																											
社 外 取 締 役																																											
会計参与及び監査役																																											
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数																																									
使 用 人																																											
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人																																											

別紙様式第9号の2（事業報告（特定取引勘定設置行用））

改正後	現行																																																
<p>2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状態</p> <p style="text-align: right;">(年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">地位及び担当</th> <th style="width: 25%;">重要な兼職</th> <th style="width: 25%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の意見があつたときは、その意見の内容及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																					<p>2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状態</p> <p style="text-align: right;">(年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">地位及び担当</th> <th style="width: 25%;">重要な兼職</th> <th style="width: 25%;">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。）についても記載し、辞任した旨又は解任された旨、会社法第345条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の意見があつたときは、その意見の内容及び同条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) (略)</p>	氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																				
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																																														
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他																																														

別紙様式第 10 号 (附属明細書)

改正後								現行							
別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)								別紙様式第 10 号 (第 20 条第 2 項関係)							
第 期 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書								第 期 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 附属明細書							
(記載上の注意) (略)								(記載上の注意) (略)							
1 計算書類に関する事項								1 計算書類に関する事項							
(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)								(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)							
資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期 末 帳簿価額	償 却 累 計 額	償 却 累 計 率	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産							%	有形固定資産							%
建物								建物							
土地								土地							
建設仮勘定								建設仮勘定							
その他の 有形固定資産								その他の 有形固定資産							
有形固定資産計								有形固定資産計							
無形固定資産								無形固定資産							
ソフトウェア								ソフトウェア							
のれん								のれん							
その他の 無形固定資産								その他の 無形固定資産							
無形固定資産計								無形固定資産計							
(記載上の注意)								(記載上の注意)							
1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。								1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。							
2 当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。								2 当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。							
3 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。								3 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。							
(2)～(4) (略)								(2)～(4) (略)							
2 (略)								2 (略)							

別紙様式第11号（中間業務報告書（銀行持株会社用））

改正後						現行					
第1 第 期中		年 月 日から 年 月 日まで		中間事業概況書		第1 第 期中		年 月 日から 年 月 日まで		中間事業概況書	
1～4 (略)						1～4 (略)					
5 連結自己資本比率の状況						5 連結自己資本比率の状況					
〔第一基準に係る連結自己資本比率〕						〔第一基準に係る連結自己資本比率〕					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務			資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)			新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本剰余金						資本剰余金					
利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)			利益剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
自己株式	△	△	(D)			自己株式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金						自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			( 新 規 )			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
新株予約権						新株予約権					
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの			連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券						うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの			営業権相当額	△	△	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
のれん相当額	△	△				のれん	△	△			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			( 新 規 )			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)						繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△	繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△
基本的項目(A)			控除項目(E)			基本的項目(A)			控除項目(E)		
償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△	償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△
その他有価証券の連結貸借						その他有価証券の連結貸借					



改正後					
対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除し た額の45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計(G)		
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額			(参考)マーケット・リスク 相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限 付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[第二基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間 期末	項目	前期末	当中間 期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
資本剰余金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金		
新株予約権			融子会社及び金融業務を営 む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	控除項目(D)		
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計			資産(オン・バランス)項目		

現行					
対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除し た額の45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計(G)		
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額			(参考)マーケット・リスク 相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限 付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[第二基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間 期末	項目	前期末	当中間 期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
資本剰余金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
(新規)					
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金		
新株予約権			融子会社及び金融業務を営 む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段		
連結子会社の少数株主持分					
うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券					
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん	△	△	控除項目(D)		
(新規)			自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計			資産(オン・バランス)項目		

改正後					
(上記各項目の合計額)			オフ・バランス取引項目		
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)  
1～2 (略)  
3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。  
4 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。  
5～7 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 (略)  
2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(略)  
(記載上の注意)  
1 (略)  
(1)～(11) (略)  
(12) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額  
(13) (略)  
(14) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)  
(15) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。)以降の財産又

現行					
(上記各項目の合計額)			オフ・バランス取引項目		
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)  
1～2 (略)  
3 「利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。  
4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。  
5～7 (略)

第2 中間連結財務諸表

1 (略)  
2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

(略)  
(記載上の注意)  
1 (略)  
(1)～(11) (略)  
(12) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額  
(13) (略)  
(14) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)  
(15) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にお

改正後	現行
<p>は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、<u>その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。</u>）</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;"> <u>4</u> 第 期中 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 中間連結株主資本等変動計算書  (略) (単位:百万円) </p> <p>5 (略)</p>	<p>ける当該事象（ただし、<u>その中間連結会計期間の末日が中間連結会計期間の末日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。</u>）</p> <p>(16)～(19) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;"> <u>4</u> <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> 中間連結株主資本等変動計算書  (略) (単位:円) </p> <p>5 (略)</p>

別紙様式第12号（業務報告書（銀行持株会社用））

改正後			現行		
別紙様式第12号（第34条の24第2項関係） （日本工業規格A4）			別紙様式第12号（第34条の24第2項関係） （日本工業規格A4）		
業 務 報 告 書			業 務 報 告 書		
第 期 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$			第 期 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$		
第1第 期 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 事業概況書			第1第 期 $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$ 事業概況書		
1～7 （略）			1～7 （略）		
8 連結自己資本比率の状況			8 連結自己資本比率の状況		
〔第一基準に係る連結自己資本比率〕			〔第一基準に係る連結自己資本比率〕		
（単位：百万円）			（単位：百万円）		
項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資 本 剰 余 金					
利 益 剰 余 金			自己資本総額(A+B+C)		
自 己 株 式	△	△	(D)		
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△	他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
新株予約権			期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
連結子会社の少数株主持分			うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券		
うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに 準ずるもの		
営 業 権 相 当 額	△	△			
の れ ん 相 当 額	△	△			

改正後					
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△
基本的項目(A)			控除項目(E)		
償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			リスク・アセット等計(G) (参考)マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[第二基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
社外流出予定額	△	△			
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営		
新株予約権					

現行					
(新規)			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	△	△	控除項目不算入額	△	△
基本的項目(A)			控除項目(E)		
償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額(D-E)(F)	△	△
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目 マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			リスク・アセット等計(G) (参考)マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/G)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(F/G)	%	%

[第二基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
資本金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株					
新株式申込証拠金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金					
(新規)					
その他有価証券の評価差損	△	△			
為替換算調整勘定			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営		
新株予約権					

改正後					
連結子会社の少数株主持分 うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券			む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段		
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん相当額	△	△	控除項目(D)		
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目		
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A) 償還を行う蓋然性を有する 株式等					
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限 付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～2 (略)

3 「「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4 「「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

5～7 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 第 期末 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

現行					
連結子会社の少数株主持分 うち海外特別目的会社の 発行する優先出資証券			む子法人等、保険子法人等、 金融業務を営む関連法人等 の資本調達手段		
営業権相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△
のれん	△	△	控除項目(D)		
( 新規 )			自己資本額(C-D)(E)		
繰延税金資産の控除前の 〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目		
繰延税金資産の控除金額	△	△	リスク・アセット等計(F)		
基本的項目(A) 償還を行う蓋然性を有する 株式等					
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限 付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1～2 (略)

3 「「利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。

4 「「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5～7 (略)

第2 連結財務諸表

1 (略)

2 第 期末 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>(13) 資産が担保に供されている場合におけるは、当該<u>資産の内容及びその金額</u>並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(14)~(20) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 期 <math>\left( \begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> <u>連結株主資本等変動計算書</u></p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>(13) 資産が担保に供されている場合におけるは、当該<u>債務の内容及びその金額</u>、並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(14)~(20) (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <math>\left( \begin{array}{c} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math> <u>連結株主資本等変動計算書</u></p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p>5 (略)</p>

別紙様式第13号（中間公告用連結貸借対照表等（銀行持株会社用））

改正後	現行												
別紙様式第13号（第34条の25第1項及び第4項関係）	別紙様式第13号（第34条の25第1項及び第4項関係）												
第1 第 期 中 間 決 算 公 告	第1 第 期 中 間 決 算 公 告												
(記載上の注意)	(記載上の注意)												
(略)	(略)												
中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）	中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）												
(略)	(略)												
(記載上の注意)	(記載上の注意)												
1 (略)	1 (略)												
2 (略)	2 (略)												
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)												
(9) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。	(9) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。												
(10) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。	(10) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。												
(11) (略)	(11) (略)												
(12) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額	(12) 資産が担保に供されている場合には、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額												
(13) (略)	(13) (略)												
(14) (略)	(14) (略)												
(15) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）	(15) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間連結会計期間の末日が中間連結会計期間の末日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）												
(16)~(20) (略)	(16)~(20) (略)												
3~7 (略)	3~7 (略)												
中間連結損益計算書	中間連結損益計算書												
<table border="0"> <tr> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">)</td> </tr> </table>	(	年 月 日から	)	(	年 月 日まで	)	<table border="0"> <tr> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> <td style="font-size: 4em; vertical-align: middle;">)</td> </tr> </table>	(	年 月 日から	)	(	年 月 日まで	)
(	年 月 日から	)											
(	年 月 日まで	)											
(	年 月 日から	)											
(	年 月 日まで	)											
(略)	(略)												



改正後	現行
<p style="text-align: center;">第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 中間連結会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）</p> <p>3、4 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) 中間会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）</p> <p>3、4 (略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結損益計算書 <math>\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)</math></p> <p>(略)</p>

別紙様式第13号の2（公告用連結貸借対照表等（銀行持株会社用））

改正後	現行
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日	年 月 日
住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名	住 所 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意) 1・2 (略)	(記載上の注意) 1・2 (略)
連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)	連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)
(略)	(略)
(記載上の注意) 1 (略) 2 (略) (1)~(9) (略) (10) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する <u>銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権</u> があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。 (11) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する <u>銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務</u> があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。 (12) (略) (13) 資産が担保に供されている場合には、当該 <u>資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額</u> (14)~(21) (略) 3~8 (略)	(記載上の注意) 1 (略) 2 (略) (1)~(9) (略) (10) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する <u>銀行及びその子会社等の金銭債権</u> があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。 (11) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する <u>銀行及びその子会社等の金銭債務</u> があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。 (12) (略) (13) 資産が担保に供されている場合には、当該 <u>債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</u> (14)~(21) (略) 3~8 (略)
連結損益計算書 ( 年 月 日から 年 月 日まで )	連結損益計算書 ( 年 月 日まで 年 月 日まで )
(略)	(略)

改正後

現行

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

年 月 日

住 所  
銀 行 持 株 会 社 名  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

住 所  
銀 行 持 株 会 社 名  
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意) (略)

(記載上の注意) (略)

連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)

連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部	

(記載上の注意) (略)

(記載上の注意) (略)

連結損益計算書 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

連結損益計算書 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(略)

(略)